

# 公 示

平成 27 年 8 月 12 日  
公益社団法人山口県畜産振興協会

## 肉用子牛生産者補給金制度に係る 生産者積立金（負担金）の額について

平成 27 年度 7 月 1 日 個体登録（平成 27 年 1 月 2 日 生れから適用）から生産者積立金（負担金）の額が、下記のとおり改訂されたのでお知らせします。

### 記

肉用子牛 1 頭当たりの生産者積立金（負担金）の額（単位：円）

品 種	個 体 登 録	
	平成 27 年 7 月 1 日以降 ※注 2	平成 27 年 6 月 30 日まで ※注 3
黒毛和種	1, 200 (300)	2, 200 (550)
褐毛和種	4, 600 (1, 150)	11, 900 (2, 975)
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	12, 400 (3, 100)	24, 400 (6, 100)
乳用種の品種	6, 400 (1, 600)	12, 700 (3, 175)
肉専用種と乳用種の交雑種の品種	2, 400 (600)	5, 000 (1, 250)

注 1 ( ) は、肉用子牛 1 頭当たりの生産者負担金の額  
「国 1/2、県 1/4、生産者 1/4」

注 2 平成 27 年 1 月 2 日 生れ以降の牛

注 3 平成 27 年 1 月 1 日 生れまでの牛